

結核に係る定期健康診断 Q & A

①いつの時期の分を報告するのですか？

→ 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月実施分を取りまとめ、報告をお願いします。

② F A X 報告でもよいのか？

→ 可能です。

様式等の問合せはあかし保健所保健予防課へご連絡下さい。

③現在、休業中ですが、報告の必要はありますか？

→ お手数ですが、あかし保健所保健予防課まで休業している旨をお知らせ願います。
(廃業も含む)

④非常勤職員も対象となりますか？

→ 常勤的非常勤（常勤勤務日数の 3 / 4 程度勤務する者）は対象となります。
その他は事業主側で判断してください。

⑤会社の付属診療所ですが、従業員全員が対象となるのですか？

→ 付属診療所の職員だけが対象となります。従業員については労働安全衛生法に基づく定期検診が必要となっています。別途、当所への報告義務があるのは付属診療所の分のみです。

⑥定期健康診断は実施していないのですが、実施しなければいけませんか？

→ 事業主には法的に実施義務があります。最低限、常勤の従業員には健康診断を実施する必要があります。健康診断実施後、報告書を提出願います。

※諸事情により一度も実施できなかった場合は受診者数を「0 人」として報告書を提出願います。

⑦昨年度分の報告書の提出を忘れていましたが、報告は必要ですか？

→ 対象期間外の分を改めて提出いただく必要はありません。今回分から継続しての提出をお願いします。

⑧直接撮影と間接撮影の違いは？

→ 病院や診療所で撮影された場合は直接撮影、健診バス等で撮影された場合は間接撮影であることが多いです。実施受診機関にお問い合わせください。

問い合わせ先：あかし保健所 保健予防課

TEL：078-918-5421 FAX：078-918-5441